

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例	1
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例	5
○ 舞鶴市職員の分限に関する条例	7
○ 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	8
○ 舞鶴市消防団条例	10
○ 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	11
○ 舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例	13
○ 舞鶴市水道事業給水条例	15
○ 舞鶴市下水道使用料条例	19
○ 舞鶴市印鑑条例	21
○ 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	24
○ 舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	52

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
(給与の支払) 第 1 条の 2 この条例に基づく給与は、法律で定めるもの若しくは次の各号に掲げるものを控除する場合又は<u>第 2 条第 2 項</u>に規定する場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。 (1)から(7)まで (略) (単身赴任手当) 第 18 条の 2 (略) 2 (略) 3 規則で定める者から引き続きこの条例の給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する庁舎に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、<u>第 2 項</u>の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) (期末手当) 第 30 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 30 条の 4 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日(次条及び第 30 条の 3 においてこれらの日を「支給日」とい	(給与の支払) 第 1 条の 2 この条例に基づく給与は、法律で定めるもの若しくは次の各号に掲げるものを控除する場合又は<u>次条第 2 項</u>に規定する場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。 (1)から(7)まで (略) (単身赴任手当) 第 18 条の 2 (略) 2 (略) 3 規則で定める者から引き続きこの条例の給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する庁舎に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、<u>前項</u>の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) (期末手当) 第 30 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 30 条の 4 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日(次条及び第 30 条の 3 においてこれらの日を「支給日」とい

旧	新
う。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>(第 34 条の 2 第 8 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 及び 3 (略) 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあつては、退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額とする。 5 及び 6 (略) 第 30 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員(<u>同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。</u>) (3) 及び (4) (略) (勤勉手当) 第 30 条の 4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>(規則	う。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第 34 条の 2 第 8 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 及び 3 (略) 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額とする。 5 及び 6 (略) 第 30 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員 (3) 及び (4) (略) (勤勉手当) 第 30 条の 4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

旧	新
で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3 から 5 まで (略) (休職者の給与) 第 34 条の 2 (略) 2 から 7 まで (略) 8 第 2 項、第 3 項、第 4 項又は第 6 項に規定する職員が、<u>当該各項に規定する期間内で第 30 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、<u>当該各項の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で別に定める職員については、この限りでない。 9 (略)	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3 から 5 まで (略) (休職者の給与) 第 34 条の 2 (略) 2 から 7 まで (略) 8 第 2 項、第 3 項、第 4 項又は第 6 項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第 30 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第 2 項、第 3 項、第 4 項又は第 6 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で別に定める職員については、この限りでない。</u> 9 (略) 改正附則 (施行期日)

旧	新
	1 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。 (舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)第 44 条の規定による改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第 1 条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例第 30 条第 1 項及び第 4 項、第 30 条の 2 第 2 号(同条例 30 条の 4 第 5 項及び第 34 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。)、第 30 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに第 34 条の 2 第 8 項並びに第 4 条の規定による改正後の舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 11 条及び第 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第 12 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(<u>同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。</u>)又はこれに準ずる退職をした者 2 及び 3 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 17 条 (略) 2 から 5 まで (略) 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち<u>第 1 項から第 5 項までの</u>規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第 12 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 2 及び 3 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 17 条 (略) 2 から 5 まで (略) 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち<u>前各項</u>の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を

旧	新
退職手当等の額を超えることとなってはならない。 7 及び 8 （略）	超えることとなってはならない。 7 及び 8 （略） 改正附則 （施行期日） 1 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。 2 （略）

舞鶴市職員の分限に関する条例旧新対照表

旧	新
(失職の例外) 第 8 条 任命権者は、<u>法第 16 条第 2 号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとするができる。	(失職の例外) 第 8 条 任命権者は、<u>法第 16 条第 1 号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとするができる。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。 2 (略)

舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例旧新対照表

旧	新
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38 条第 4 項の規定に基づき、舞鶴市の企業職員(法第 15 条第 1 項に規定する職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号に規定する職員(法第 15 条第 1 項に規定する職員を除く。))をいう。<u>以下第 2 条第 1 項において同じ。</u>)の給与の種類及び基準を定めるものとする。 (期末手当) 第 11 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の規定を参考として公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が定めるところにより支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理者が別に定める職員を除く。))</u>についても、同様とする。 (勤勉手当) 第 12 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定を参考として管理者が定めるところにより、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理者が別に定める職員を除く。))</u>についても、同様とする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38 条第 4 項の規定に基づき、舞鶴市の企業職員(法第 15 条第 1 項に規定する職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号に規定する職員(法第 15 条第 1 項に規定する職員を除く。))をいう。<u>次条第 1 項において同じ。</u>)の給与の種類及び基準を定めるものとする。 (期末手当) 第 11 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の規定を参考として公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が定めるところにより支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が別に定める職員を除く。))についても、同様とする。 (勤勉手当) 第 12 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定を参考として管理者が定めるところにより、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が別に定める職員を除く。))についても、同様とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

旧	新
	(舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例第30条第1項及び第4項、第30条の2第2号(同条例30条の4第5項及び第34条の2第9項において準用する場合を含む。)、第30条の4第1項及び第2項第1号並びに第34条の2第8項並びに第4条の規定による改正後の舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

舞鶴市消防団条例旧新対照表

旧	新
(欠格事項) 第 4 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 第 7 条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (服務規律) 第 11 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) から (8) まで (略) (9) 消防長又は所轄消防署長の命のないときは、職務のためであってもみだりに建造物その他の物件を<u>き損してはならない</u>。	(欠格事項) 第 4 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (削除) (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 第 7 条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (服務規律) 第 11 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) から (8) まで (略) (9) 消防長又は所轄消防署長の命のないときは、職務のためであってもみだりに建造物その他の物件を<u>毀損してはならない</u>。 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧			新				
別表第 2(第 4 条関係)			別表第 2(第 4 条関係)				
執 行 機 関	事 務	特定個人情報	執 行 機 関	事 務	特定個人情報		
1 市長	(略)	(略)	1 市長	(略)	(略)		
2 市長	(略)	(略)	2 市長	(略)	(略)		
3 市長	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		
4 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		
5 市長	(略)	(略)	5 市長	(略)	(略)		
6 市長	(略)	(略)	6 市長	(略)	(略)		
7 市長	(略)	(略)	7 市長	(略)	(略)		
8 市長	(略)	(略)	8 市長	(略)	(略)		
別表第 3(第 5 条関係)			別表第 3(第 5 条関係)				
情 報 照 会 機 関	事 務	情 報 提 供 機 関	特定個人情報	情 報 照 会 機 関	事 務	情 報 提 供 機 関	特定個人情報
1 市長	(略)	(略)	(略)	1 市長	(略)	(略)	(略)
2 教育委員会	(略)	(略)	(略)	2 教育委員会	(略)	(略)	(略)
3 教育委員会	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)による子どものための教育・保育給付の支	市長	市税関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの				

旧			新
	給に関する事務であって規則で定めるもの		改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例旧新対照表

旧	新
<u>舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等(以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。)が所有する軽自動車等(<u>舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号。以下「市税条例」という。)</u>第80条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)に対する軽自動車税の賦課徴収について<u>市税条例の特例</u>を定めるものとする。 (税率) 第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等で次の各号に掲げるものに対する軽自動車税の税率は、市税条例第82条の規定にかかわらず、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(3)まで (略) (徴収の方法) 第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、市税条例第85条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。 (証紙徴収の手続) 第4条 前条に規定する軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、市が発行する証紙を購入することによって、当該軽自動車税を納付しなければならない。	<u>舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等(以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。)が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収について<u>舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号。以下「市税条例」という。)</u>の特例を定めるものとする。 (税率) 第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等で次の各号に掲げるものに対する軽自動車税の<u>種別割</u>の税率は、市税条例第82条の規定にかかわらず、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(3)まで (略) (徴収の方法) 第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>種別割</u>は、市税条例第85条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。 (証紙徴収の手続) 第4条 前条に規定する軽自動車税の<u>種別割</u>の納税義務者は、毎年4月中において、市が発行する証紙を購入することによって、当該軽自動車税の<u>種別割</u>を納付しなければならない。

旧	新
2 前項の場合において、軽自動車税の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。	2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

舞鶴市水道事業給水条例旧新対照表

旧	新
(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 及び 3 (略) (個別需給給水契約) 第 23 条の 2 (略) 2 (略) 3 前条の規定にかかわらず、個別需給給水契約を締結した者に対する料金は、1 月の使用水量に応じ、別表第 2 の基本料金及び従量料金(基準水量を超える水量に係る 1 立方メートル当たりの従量料金は、<u>64 円</u>)の合計額に消費税等相当額を加えた額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 4 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第 33 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)<u>第 5 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 (略) 別表第 2(第 23 条関係) 水道料金表 1 基本料金は、次のとおりとする。	(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(<u>法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を受けないことによりその効力を失った者を除く。</u>以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 及び 3 (略) (個別需給給水契約) 第 23 条の 2 (略) 2 (略) 3 前条の規定にかかわらず、個別需給給水契約を締結した者に対する料金は、1 月の使用水量に応じ、別表第 2 の基本料金及び従量料金(基準水量を超える水量に係る 1 立方メートル当たりの従量料金は、<u>67 円</u>)の合計額に消費税等相当額を加えた額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 4 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第 33 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)<u>第 6 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 (略) 別表第 2(第 23 条関係) 水道料金表 1 基本料金は、次のとおりとする。

旧			新		
用途	給水管の呼び径	基本料金(1月につき)	用途	給水管の呼び径	基本料金(1月につき)
家事用		610 円	家事用		640 円
事業用	25 ミリメートル以下	1,350 円	事業用	25 ミリメートル以下	1,415 円
	40 ミリメートル	2,260 円		40 ミリメートル	2,368 円
	50 ミリメートル	4,140 円		50 ミリメートル	4,339 円
	75 ミリメートル	6,220 円		75 ミリメートル	6,519 円
	100 ミリメートル	8,710 円		100 ミリメートル	9,128 円
	150 ミリメートル	17,460 円		150 ミリメートル	18,298 円
	200 ミリメートル	28,620 円		200 ミリメートル	29,994 円
	250 ミリメートル	39,610 円		250 ミリメートル	41,511 円
公衆浴場用		6,490 円	公衆浴場用		6,802 円
2 従量料金は、次のとおりとする。			2 従量料金は、次のとおりとする。		
用途	使用水量(1月につき)	料金(1立方メートルにつき)	用途	使用水量(1月につき)	料金(1立方メートルにつき)
家事用	5 立方メートルを超え 10 立方メートル以下の分	80 円	家事用	5 立方メートルを超え 10 立方メートル以下の分	84 円
	10 立方メートルを超える分	165 円		10 立方メートルを超える分	173 円
事業用	10 立方メートルを超え 1,000 立方メートル以下の分	180 円	事業用	10 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	180 円
				50 立方メートルを超え 1,000 立方メートル以下の分	189 円
	1,000 立方メートルを超え 10,000 立方メートル以下の分	175 円		1,000 立方メートルを超え 10,000 立方メートル以下の分	183 円
	10,000 立方メートルを超え 20,000 立方メートル以下の分	165 円		10,000 立方メートルを超え 20,000 立方メートル以下の分	173 円
	20,000 立方メートルを超え 30,000 立方メートル以下の分	155 円		20,000 立方メートルを超え 30,000 立方メートル以下の分	162 円

旧			新		
	30,000 立方メートルを超え 60,000 立方メートル以下の分	145 円		30,000 立方メートルを超え 60,000 立方メートル以下の分	152 円
	60,000 立方メートルを超える分	135 円		60,000 立方メートルを超える分	141 円
公衆浴場用	100 立方メートルを超える分	66 円	公衆浴場用	100 立方メートルを超える分	69 円
臨時用		378 円	臨時用		396 円
備考			備考		
1 この表に定める用途の適用基準は、次のとおりとする。			1 この表に定める用途の適用基準は、次のとおりとする。		
(1) 家事用 一般家庭における日常の生活に使用するもの			(1) 家事用 一般家庭における日常の生活に使用するもの		
(2) 公衆浴場用 普通公衆浴場に使用するもの			(2) 公衆浴場用 普通公衆浴場に使用するもの		
(3) 臨時用 工事の施工その他臨時に使用するもの及び私設 消火栓を消防演習に使用するもの			(3) 臨時用 工事の施工その他臨時に使用するもの及び私設 消火栓を消防演習に使用するもの		
(4) 事業用 第 1 号から第 3 号までの用途以外に使用するもの			(4) 事業用 第 1 号から第 3 号までの用途以外に使用するもの		
2 前項の用途の運用については、別に管理者が定める。			2 前項の用途の運用については、別に管理者が定める。		
別表第 4(第 29 条関係)			別表第 4(第 29 条関係)		
手数料金表			手数料金表		
種類		金額(1 件につき)	種類		金額(1 件につき)
設計審査・しゅん工 検査手数料(第 7 条第 2 項の設計審査及び 同項の工事検査)	給水管の呼び径が 20 ミリメー トル以下である場合	2,100 円	設計審査・しゅん工 検査手数料(第 7 条第 2 項の設計審査及び 同項の工事検査)	給水管の呼び径が 20 ミリメー トル以下である場合	2,100 円
	給水管の呼び径が 25 ミリメー トル、40 ミリメートル又は 50 ミリメートルである場合	2,700 円		給水管の呼び径が 25 ミリメー トル、40 ミリメートル又は 50 ミ リメートルである場合	2,700 円
	給水管の呼び径が 75 ミリメー トル以上である場合	3,200 円		給水管の呼び径が 75 ミリメー トル以上である場合	3,200 円
指定給水装置工事事業者指定手数料(法第 16 条の		10,000 円	指定給水装置工事事業者指定手数料(法第 16 条の		10,000 円

旧		新	
2 第 1 項の指定)		2 第 1 項の指定)	
開栓手数料及び閉栓手数料	500 円	指定給水装置工事事業者指定更新手数料(法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新)	5,000 円
証明手数料	186 円	開栓手数料及び閉栓手数料	500 円
		証明手数料	186 円
		改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項、第 33 条第 1 項及び別表第 4 の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している専用給水装置の使用に係る施行日以後最初のメーターの検針により算定する料金は、この条例による改正後の第 23 条の 2 第 3 項及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。	

舞鶴市下水道使用料条例旧新対照表

旧			新		
別表(第3条関係) 使用料表 1 基本使用料は、次のとおりとする。			別表(第3条関係) 使用料表 1 基本使用料は、次のとおりとする。		
区分	汚水排出量(月量)	基本使用料(月額)	区分	汚水排出量(月量)	基本使用料(月額)
一般汚水	5 立方メートル以下の分	720 円	一般汚水	5 立方メートル以下の分	796 円
公衆浴場汚水	100 立方メートル以下の分	6,220 円	公衆浴場汚水	100 立方メートル以下の分	6,879 円
2 超過使用料は、次のとおりとする。			2 超過使用料は、次のとおりとする。		
区分	汚水排出量(月量)	超過使用料(1 立方メートルにつき)	区分	汚水排出量(月量)	超過使用料(1 立方メートルにつき)
一般汚水	5 立方メートルを超え 10 立方メートル以下の分	60 円	一般汚水	5 立方メートルを超え 10 立方メートル以下の分	66 円
	10 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	150 円		10 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	166 円
	50 立方メートルを超え 5,000 立方メートル以下の分	160 円		50 立方メートルを超え 5,000 立方メートル以下の分	177 円
	5,000 立方メートルを超える分	170 円		5,000 立方メートルを超える分	188 円
公衆浴場汚水	100 立方メートルを超える分	63 円	公衆浴場汚水	100 立方メートルを超える分	70 円
備考 1 この表において、「一般汚水」とは公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。)の用途で排出する汚水以外の汚水をいい、「公衆浴場汚水」とは公衆浴場の用途で排出する汚水をいう。 2 月の中途において公共下水道等の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合であって、当該月における汚水排出量が			備考 1 この表において、「一般汚水」とは公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。)の用途で排出する汚水以外の汚水をいい、「公衆浴場汚水」とは公衆浴場の用途で排出する汚水をいう。 2 月の中途において公共下水道等の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合であって、当該月における汚水排出量が		

旧	新
基本使用料の対象となる排出量の 2 分の 1 未満であるとき(排出した汚水がなかったときを含む。)の基本使用料の額は、この表に定める基本使用料の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。	基本使用料の対象となる排出量の 2 分の 1 未満であるとき(排出した汚水がなかったときを含む。)の基本使用料の額は、この表に定める基本使用料の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している公共下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の使用で、施行日以後最初に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る当該使用料は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

舞鶴市印鑑条例旧新対照表

旧	新
(登録の資格) 第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、<u>舞鶴市において</u>住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)により住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、15 歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。 (登録印鑑の制限) 第 4 条 登録できる印鑑は、1 人につき 1 個とし、次の<u>各号</u>に該当しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))のうち非漢字圏のものにあつては、住民票の<u>備考欄に記録されている氏名の片仮名表記を含む。以下この条において同じ。)</u>、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの (3) から (6) まで (略) (登録申請の確認) 第 5 条 (略) 2 (略)	(登録の資格) 第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、15 歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</u> (登録印鑑の制限) 第 4 条 登録できる印鑑は、1 人につき 1 個とし、次の<u>各号のいずれにも該当しないものとする。</u> (1) 住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))のうち非漢字圏のものにあつては、住民票の<u>備考欄に記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名の片仮名表記を含む。以下この条において同じ。)、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。))第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>若しくは通称(<u>令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの (3) から (6) まで (略) (登録申請の確認) 第 5 条 (略) 2 (略)

旧	新
3 第 3 条の規定による申請の際、次に掲げる文書のうちのいずれかのものの提示によって、当該申請者が本人であると認められるときは、前項の方法を省略することができる。 (1) (略) (2) <u>舞鶴市</u>において既に印鑑の登録を受けている者により、登録申請者が本人に相違ないことを保証した登録申請書 4 (略) (印鑑原票) 第 7 条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をすべきものについて印鑑登録原票(以下「印鑑原票」という。)を備え、次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)から(4)まで (略) (5) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、<u>氏名及び通称</u>) (6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に<u>記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</u> 2 前項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を登録した印鑑原票については、<u>磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)</u>をもって<u>作成することができる</u>。 (登録の抹消) 第 12 条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当すると	3 第 3 条の規定による申請の際、次に掲げる文書のうちのいずれかのものの提示によって、当該申請者が本人であると認められるときは、前項の方法を省略することができる。 (1) (略) (2) <u>本市</u>において既に印鑑の登録を受けている者により、登録申請者が本人に相違ないことを保証した登録申請書 4 (略) (印鑑原票) 第 7 条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をすべきものについて印鑑登録原票(以下「印鑑原票」という。)を備え、次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)から(4)まで (略) (5) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては<u>氏名及び当該旧氏</u>、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては<u>氏名及び当該通称</u>) (6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に<u>記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</u> 2 前項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を登録した印鑑原票については、<u>磁気ディスク</u>をもって<u>調製することができる</u>。 (登録の抹消) 第 12 条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当すると

旧	新
きは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>氏又は名</u>(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録している印鑑が第4条第1号に該当することとなったとき。 (5)及び(6) (略) 2 (略) (印鑑登録証明) 第14条 (略) 2 前項の証明は、登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気テープ</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した印鑑登録証明書を交付することにより行うものとする。 3 前項の印鑑登録証明書には、<u>第7条第4号から第7号までに掲げる事項</u>を合わせて記載するものとする。 4 (略)	きは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u>又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録している印鑑が第4条第1号に該当することとなったとき。 (5)及び(6) (略) 2 (略) (印鑑登録証明) 第14条 (略) 2 前項の証明は、登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気ディスク</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した印鑑登録証明書を交付することにより行うものとする。 3 前項の印鑑登録証明書には、<u>第7条第1項第4号から第7号までに掲げる事項</u>を合わせて記載するものとする。 4 (略) 改正附則 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(8)まで (略) (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。 (12) (略) (13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u>をいう。 (14) <u>教育・保育</u> 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(8)まで (略) (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。 (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。 (14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。 (15) <u>市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。 (16) <u>負担額算定基準子ども</u> 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。 (17) (略) (18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。 (19) <u>教育・保育</u> 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。

旧	新
(15) (略) (16) (略) (17) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項(法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。)又は法第 29 条第 5 項(法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。)に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (一般原則) 第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、<u>良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2 から 4 まで (略) (内容及び手続の説明及び同意)	(20) (略) (21) (略) (22) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項(法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。)又は法第 29 条第 5 項(法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。)に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) (略) (一般原則) 第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2 から 4 まで (略) (内容及び手続の説明及び同意)

旧	新
第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 から 6 まで (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高	第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 から 6 まで (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、

旧	新
いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前 2 項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 7 条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証(<u>支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合</u>にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項に規定する通知)によって、<u>支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間</u>、保育必要量(法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。	保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前 2 項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 7 条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証(<u>教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合</u>にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項の規定による通知)によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間</u>、保育必要量(法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

旧	新
(<u>支給認定</u>の申請に係る援助) 第 9 条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>支給認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第 10 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第 11 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第 13 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(<u>特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第 19 条において同じ。</u>)を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(<u>法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額</u>(特定教育・保育施	(<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助) 第 9 条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第 10 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第 11 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第 13 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(<u>満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保</u>

旧	新
<u>設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)</u>をいう。)の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1) 及び(2) (略) (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小	<u>護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)</u>の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1) 及び(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

旧	新
<u>学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u>	<u>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u> <u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u> <u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)</u> 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) <u>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</u> <u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</u>である者 <u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</u>で

旧	新
(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。</u>以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>支給認定保護</u>	<u>ある者</u> <u>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u> (4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>教育・保育給</u>

旧	新
<u>者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第 16 条 (略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第 17 条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの心身の状況</u>、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第 18 条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>支給認定保護者</u>に関する市町村への通知) 第 19 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第 20 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営につ	<u>付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第 16 条 (略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第 17 条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況</u>、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第 18 条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市町村への通知) 第 19 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての

旧	新
いての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)から(11)まで (略) (勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>支給認定子どもを平等に取り扱う原則</u>) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u> (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の	重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)から(11)まで (略) (勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (<u>教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則</u>) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u> (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の

旧	新
管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第 27 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</u> (情報の提供等) 第 28 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略) (苦情解決) 第 30 条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族</u>(以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため	管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第 27 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</u> (情報の提供等) 第 28 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略) (苦情解決) 第 30 条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子どもの家族</u>(以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切

旧	新
の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 (略) 4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育	に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 (略) 4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定

旧	新
の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 及び(5) (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、<u>本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ど	教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第12条<u>の規定による特定教育・保育の提供</u>の記録 (3) 第19条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録 (4) 及び(5) (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、<u>前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは

旧	新
もに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、<u>本章</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条	「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</u> (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に

旧	新
第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>」と、第 13 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。 第 37 条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型(舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 28 号)第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。)及び小規模保育事業 B 型(同条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。)にあつてはその利用定員の数を 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 6 項において同じ。)にあつてはその利用定員の数を 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を 1 人とする。 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第 38 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 46 条に規定する事	において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「特定教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設の同項第 1 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「<u>法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。 第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型(舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 28 号)第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)及び小規模保育事業 B 型(同条例第 28 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)にあつては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型(同条例第 28 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 項において同じ。)にあつては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第 38 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 46 条に規定する事

旧	新
業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第 42 条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第 39 条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数</u>が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子どもが優先的に</u>利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 42 条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第 42 条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第 39 条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に</u>利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 42 条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

旧	新
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 40 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第 41 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u> (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 40 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第 41 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満 3 歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u> (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項から第 5 項まで</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保

旧	新
育をいう。)を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 <u>市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規</u>

旧	新
2 (略) 3 事業所内保育事業を行う者であって、第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものについては、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。	<u>模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> 4 <u>市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u> (2) <u>児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> 6 (略) 7 <u>事業所内保育事業(第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第 5 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u>

旧	新
4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</u> (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(<u>特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。</u>)を提供した際は、<u>支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)</u>の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものとする。</u>	9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</u> (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)</u>の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものとする。</u>

旧	新
3 特定地域型保育事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1)から(3)まで (略) (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第 3 項及び第 4 項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第 46 条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	3 特定地域型保育事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)から(3)まで (略) (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第 3 項及び第 4 項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第 46 条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

旧	新
(1)から(4)まで (略) (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)から(11)まで (略) (勤務体制の確保等) 第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第 49 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</u> (1) (略) (2) 次条において準用する第 12 条に規定する提供した<u>特定地域型保育に係る必要な事項の記録</u> (3) 次条において準用する第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 及び(5) (略) (準用)	(1)から(4)まで (略) (5) <u>第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)から(11)まで (略) (勤務体制の確保等) 第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第 49 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第 12 条の<u>規定による特定地域型保育の提供の記録</u> (3) 次条において準用する第 19 条の<u>規定による市町村への通知に係る記録</u> (4) 及び(5) (略) (準用)

旧	新
第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、<u>第 14 条第 1 項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費をいい、法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第 19 条において同じ。)」</u>とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいい、法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項及び第 19 条中「<u>特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育</u>」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準) 第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育	第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、<u>第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第 12 条の見出し中「<u>教育・保育</u>」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第 14 条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第 1 項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「<u>特定教育・保育に</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育に</u>」と、「<u>特定教育・保育の</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育の</u>」と、「<u>特定教育・保育を</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育を</u>」と、第 19 条中「<u>特定教育・保育を</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育を</u>」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準) 第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育

旧	新
を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもを含む</u>)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除く。)</u>の規定を適用する。	を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども</u>(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもを含む</u>)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。<u>この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>

旧	新
(特定利用地域型保育の基準) 第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保	とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)</u>」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「<u>法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「<u>前 2 項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)</u>に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「<u>前 3 項</u>」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保

旧	新
育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u> 附 則 1 (略) (特定保育所に関する特例) 2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)</u>とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「<u>額をいい</u>」と、「定める額とする。)」をいう。)」とあるのは「<u>定める額をいう。)</u>」と、同条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を</u>」とあるのは「<u>額の支払を、市町村の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとした</u>	育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。</u><u>この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)</u>に要する費用」とする。</u> 附 則 1 (略) (特定保育所に関する特例) 2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)</u>」と、同条第2項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を</u>」とあるのは「<u>額の支払を、市町村の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付</u>

旧	新
とき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。	費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。
3 (略)	3 (略)
(施設型給付費等に関する経過措置)	
4 <u>特定教育・保育施設が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第 13 条第 1 項中「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する市町村が定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第 2 号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号」と、同条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第 2 号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号」とする。</u>	(削除)

旧	新
<u>5</u> 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第 43 条第 1 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号」と、同条第 2 項中「法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号」とする。 (小規模保育事業 C 型の利用定員に関する経過措置) <u>6</u> (略) (連携施設に関する経過措置) <u>7</u> 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>5 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(削除) (小規模保育事業 C 型の利用定員に関する経過措置) <u>4</u> (略) (連携施設に関する経過措置) <u>5</u> <u>特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例旧新対照表

旧	新
(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (3) (略)	(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項(<u>法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。</u>)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(<u>法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。</u>)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (3) (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。